

令和5年1月27日

令和4年度 随時監査結果報告書

富谷市監査委員 眞 山 巳千子

富谷市監査委員 浅 野 武 志

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した令和4年度随時監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

第1 監査の対象

監査項目	教育委員会が所管する備品の管理状況について
対象施設	あけの平小学校 成田中学校 あけの平公民館
所 管 課	学校教育課 公民館

第2 監査の着眼点

- (1) 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか（特に年度末において当面必要としない物品の購入，変質のおそれのある物品の一時多量購入等）。
- (2) 物品の購入手続，価格，規格は適切か。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。
- (4) 物品の出納受払いは適正に行われ，出納簿等帳簿類は整備されているか。
- (5) 物品の所属年度区分は適正か。
- (6) 物品の払出量は，その目的から考えて，品質，数量，規格，時期は適切か。
- (7) 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。また，帳簿外物品はないか。
- (8) 寄附物品は寄附収受の手続がとられているか。
- (9) 保管の方法，場所は適切か。
- (10) 貸借，所管換え等の手続は適正に行われているか。外郭団体等へ貸与しているものの手続は適正に行われているか。
- (11) 遊休物品，死蔵物品等はないか。また，管理換え等による有効利用への配慮がなされているか。
- (12) 紛失，破損，盗難品，廃品その他不用品の処理は適正に行われているか。
- (13) 売却，交換又は譲与の手続は適正に行われているか。
- (14) 生産品，返納品（工事施工により生じた古材，撤去品，支給材料残を含む。），不用品の整理，活用はなされているか。
- (15) 借用又は占有動産の管理は適切か。
- (16) 関係帳簿，書類等の記帳，各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- (17) 物品の保管に係る管理点検体制は確立されているか。

第3 監査の主な実施内容

富谷市財務規則に定められた備品について、あらかじめ資料の提出を求め、備品の管理状況等、関係職員の説明を聴取し、備品が良好な状態で使用し得るよう管理されているかなどを監査した。

第4 監査の実施日及び場所

- (1) 実施日 令和5年1月20日(金) 令和5年1月25日(水)
- (2) 実施場所 監査対象施設

第5 監査の結果

監査は試査によるものであり、全ての備品について精査できたわけではないが、確認した備品については、その用途及び目的に応じておおむね適切に保管され、有効に活用されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査時に所管課長等に口頭で注意を促しているので記述を省略する。

第6 総括

引き続き備品の定期的な点検に努められ、安全性及び有効性を確認のうえ適切に管理されたい。

また、長年にわたり未使用となっている備品で、今後も使用する見込みがないものについては、その取扱いについて検討し必要な措置を講じられたい。